

(公印・契印省略)

統計委第17号  
令和5年12月13日

総務大臣  
鈴木淳司殿

統計委員会委員長  
椿 広 計

### 諮問第179号の答申

#### サービス産業動態統計の指定及びサービス産業動態統計調査の承認について

本委員会は、諮問第179号によるサービス産業動態統計の指定及びサービス産業動態統計調査の承認について審議した結果、下記のとおり結論を得たので、答申する。

### 記

#### 1 サービス産業動態統計（基幹統計）の指定

##### (1) 指定の適否

サービス産業動態統計については、統計法（平成19年法律第53号。以下「法」という。）第2条第4項第3号に規定する基幹統計の要件に該当しているため、基幹統計として指定することが適当である。

##### (2) 理由等

###### ア 基幹統計の指定の意義

一国経済に占めるサービス分野の重要度が増す中、サービス産業の生産活動の実態は、図1のとおり、経済センサスや経済構造実態調査による産業横断的な構造統計により毎年詳細に把握されることとなったが、月次の基幹統計調査は存在しない。サービス産業を対象とした月次の基幹統計の整備は、これまで累次にわたる「公的統計の整備に関する基本的な計画」（以下「基本計画」という。）においても、重要課題の一つとされてきた。

図1 サービス産業等の主要産業における統計体系（イメージ）

		製造業	卸売業・小売業	サービス産業
基幹統計調査	5年	経済センサス（経済センサス - 基礎調査、経済センサス - 活動調査）		
	年次	経済構造実態調査（経済センサス-活動調査の実施年を除く。）		
	月次	経済産業省 生産動態統計調査	商業動態統計調査	
一般統計調査	月次			サービス産業 動向調査 特定サービス産業 動態統計調査

（注）ここでは、卸売業・小売業を除く第三次産業を便宜「サービス産業」としている。

こうした中、総務省は、既存の一般統計調査であるサービス産業動向調査（以下「動向調査」という。）及び特定サービス産業動態統計調査（経済産業省所管。以下「特サビ調査」という。）を統合し、我が国におけるサービス産業の事業活動の動態を明らかにするための新たな月次の基幹統計として、サービス産業動態統計を作成する計画である。本統計の基幹統計としての指定は、現行法下における初期の基本計画において既に認識されていた積年の課題に対応するものであり、経済統計の体系的整備に大きく寄与するものとして高く評価できる。

## イ 基幹統計の要件の該当性

本統計の母体となる、既存の動向調査及び特サビ調査の結果は、四半期別GDP速報（以下「QE」という。）を含む国民経済計算や第3次産業活動指数等の基礎データ、月例経済報告における経済動向把握・基調判断の基礎資料、民間企業や学術研究機関等における業界ごとの景気動向・市場規模等の分析等に幅広く活用されており、特に動向調査の結果については、表1のとおり、利活用対象や範囲が順次拡大している状況にある。

表1 動向調査の結果の主な利活用状況

利用対象		利用開始・拡大時期	備考
国民経済計算 (内閣府)	QE	平成27年1～3月期以降	6業種
		平成28年7～9月期以降	23業種
		平成30年7～9月期以降	25業種
		令和4年7～9月期以降	28業種
	年次推計	平成28年度以降	74業種
消費動向指数（総務省）		平成30年1月分以降	
第3次産業活動指数 (経済産業省)		2015年基準 (令和2年4月公表開始)	
月例経済報告（内閣府）		令和4年8月以降	

こうした政府や民間企業等における利活用拡大の状況に加えて、後述する調査結果の公表早期化の予定も踏まえると、新たに作成されるサービス産業動態統計は、現行以上の幅広い利活用が見込まれる。したがって、本統計は、法第2条第4項第3号に規定する基幹統計の指定に係る3要件のうち、同号イの「全国的な政策を企画立案し、又はこれを実施する上において特に重要な統計」及び同号ロの「民間における意思決定又は研究活動のために広く利用されると見込まれる統計」に該当すると認められる。

## 2 サービス産業動態統計調査（基幹統計調査）の承認

### （1）承認の適否

令和5年9月4日付け総統経第125号により総務大臣から申請された「基幹統計調査の実施について（申請）」（以下「本申請」という。）について審議した結果、以下のとおり、法第10条各号に掲げる要件のいずれにも適合しているため、「サービス産業動態統計調査」（基幹統計調査。以下「本調査」という。）を承認して差し支えない。

### （2）理由等

#### ア 調査対象の範囲

本申請では、産業中分類ベースで35業種を調査対象とする計画である。具体的には、現行の動向調査と同様に、月次でサービス業の事業活動を把握する必要性が高い産業を対象とする一方、これまで除外していた以下のような産業については、引き続き調査対象から除外することとしている。

- ・ 売上高に関する月次統計が別途存在するもの（「卸売業，小売業」）
- ・ 売上高の概念の性質が他の第三次産業と異なるもの（「金融業，保険業」）
- ・ 産業の性質が他の第三次産業と異なるもの（「電気・ガス・熱供給・水道業」）
- ・ 月次ベースでの動向を把握する必要性に乏しいもの（「学校教育」）等

現行の動向調査の調査対象範囲を引き継ぐことにより、特サビ調査の調査対象も、「クレジットカード業」を除いて本調査の調査対象範囲に包含されることとなる。「クレジットカード業」については、経済産業省が中心となって政策ニーズを精査したところ、本調査の調査対象に新たに含めなくても支障は生じないとされたことから、引き続き調査対象に含めないこととしている（図2参照）。

図2 動向調査と特サビ調査の調査対象の範囲（グレーの部分は対象外）

産業大分類	サービス産業動向調査	特定サービス産業動態統計調査	産業大分類	サービス産業動向調査	特定サービス産業動態統計調査
G 情報通信業	37 通信業		M 宿泊業、飲食サービス業	75 宿泊業	
	38 放送業			76 飲食店	
	39 情報サービス業	391ソフトウェア業、392情報処理・提供サービス業		77 持ち帰り・配達飲食サービス業	
	40 インターネット 附属サービス業	401 インターネット 附属サービス業			
	41 映像・音声・文字情報制作業				
H 運輸業、郵便業	42 鉄道業		N 生活関連サービス業、娯楽業	78 洗濯・理容・美容・浴場業	
	43 道路旅客運送業			79 その他の生活関連サービス業 注2	7961 葬儀業、7962 結婚式場業
	44 道路貨物運送業		80 娯楽業		8043 ゴルフ場、8044 ゴルフ練習場、8045 ボウリング場、8048 フィットネスクラブ、8052 遊園地（テーマパークを除く）、8053 テーマパーク、8064 パチンコホール
	45 水運業				
	47 倉庫業				
	48 運輸に附帯するサービス業				
4* 航空業、郵便業（信書便事業を含む）					
J 金融業、保険業	<b>※本調査の対象外</b>	6431 クレジットカード業	O 教育、学習支援業	81 学校教育	
K 不動産業、物品賃貸業	68 不動産取引業		82 その他の教育、学習支援業	823 学習塾、8245 外国語会話教授業	
	69 不動産賃貸業・管理業		83 医療業		
	70 物品賃貸業	701 各種物品賃貸業、702 産業用機械器具賃貸業、703 事務用機械器具賃貸業、704 自動車賃貸業、7092 音楽・映像記録物賃貸業（別掲を除く）	P 医療、福祉	84 保健衛生 注3	
L 学術研究、専門・技術サービス業	71 学術・開発研究機関		85 社会保険・社会福祉・介護事業 注4		
	72 専門サービス業（他に分類されないもの）注1		R サービス業（他に分類されないもの）	88 廃棄物処理業	
	73 広告業	731 広告業		89 自動車整備業	
	74 技術サービス業（他に分類されないもの）	743 機械設計業、7452 環境計量証明業、7499 その他の技術サービス業（エンジニアリング業）		90 機械等修理業（別掲を除く）	
		91 職業紹介・労働者派遣業			
			92 その他の事業サービス業		
			93 政治・経済・文化団体		
			94 宗教		
			95 その他のサービス業		
			96 外国公務		

注1)「純粋持株会社」を除く。  
 注2)「家事サービス業」を除く。  
 注3)「保健所」を除く。  
 注4)「社会保険事業団体」及び「福祉事務所」を除く。

これらの調査対象の範囲の設定については、本調査の目的に照らして、政策ニーズも勘案しつつ、サービス産業の動向を概括的に把握してきた現行の動向調査の調査設計が踏襲されるものであり、調査結果の継続性等の観点からも、適当である。

## イ 報告を求める個人又は法人その他の団体

本申請では、経済センサス - 活動調査を母集団情報とし、新設の企業等の追加のため、事業所母集団データベースの年次フレームによる補完を行って、約 13,000 企業等及び約 25,000 事業所を報告者とする計画である。具体的な抽出方法は、以下のとおりである。

### 【企業等】

① 調査対象産業のうち、以下の産業を主産業とする企業等を悉皆調査とする。

- ・小分類371－固定電気通信業
- ・小分類372－移動電気通信業
- ・小分類381－公共放送業（有線放送業を除く）
- ・中分類42－鉄道業
- ・中分類46－航空運輸業
- ・中分類49－郵便業（信書便事業を含む）

② 資本金・出資金・基金が1億円以上の会社企業であって、①以外の企業等を悉皆調査とする。

### 【事業所】

③ ①又は②に該当する企業等の傘下でない事業所について、産業、事業従事者規模別層化抽出により抽出する。統計の精度を確保する上で必要な層（約5,000事業所）

は悉皆とする。

④ 各産業における規模別の配分はネイマン配分による。

※ 悉皆層は標本交替を行わず、継続的に調査。標本層は2年間継続調査

企業単位の調査については、動向調査の創設当初は事業所のみ調査としていたところ、平成25年の見直しの一環として、カバレッジを拡充する観点から導入されたものである。その対象範囲としては、企業等が営む複数の事業活動別の売上高を的確に把握する観点から、小規模企業等の報告者負担にも配慮し、①一定規模以上の会社企業及び②事業所単位での売上高の把握が困難ないわゆるネットワーク型産業（通信業、放送業、鉄道業など）に限定した上で、悉皆調査を行うこととしている。

一方、事業所単位の調査については、おおむね産業中分類別に目標精度を定め、企業単位の調査の対象となる企業等の傘下にある事業所以外から標本抽出することで、企業単位の調査との重複を排除しつつ、小規模な事業所等が多い産業についても的確に把握できる設計としている。

この標本設計については、企業規模等に応じて企業単位と事業所単位の調査を使い分けることにより、全体の報告者数を抑制しつつサービス産業の実態を正確に把握しようとするものであり、調査の効率的実施及び報告者負担の軽減、結果精度の確保の観点から、適当である。

新設の企業等の扱いについては、毎年、利用可能な最新の事業所母集団データベースの年次フレームを活用して、現行の調査対象に含まれていない悉皆層の企業等を抽出し、翌年の1月分調査から調査対象に追加することとしている。また、標本層においては、廃業又は調査対象外となった事業所は調査を中止するとともに、同業種で同規模の事業所を代替標本として選定することとしている。

これらについては、絶えず変化するサービス産業の実情に適切に対応する観点から、適当である。

## ウ 報告を求める事項及びその基準となる期日又は期間

本調査は、現行の動向調査と同様、企業等調査と事業所調査から成り、それぞれ「1か月目用調査票」及び「月次調査票」の計4種類の調査票から構成されている。

本申請では、表2のとおり、報告を求める事項（以下「調査事項」という。）を設定する計画である。

表2 本調査の構成及び調査事項

区 分	調査事項	1か月目用調査票	月次調査票
企業等調査	名称、所在地及び法人番号*	○	○
	消費税の税込み記入・税抜き記入の別*	○	○
	事業活動別売上（収入）金額〔前月〕*	○	—

	事業活動別売上（収入）金額〔当月〕	○	○
	従業者数〔前月〕＊	○	－
	従業者数〔当月〕	○	○
事業所調査	名称、所在地及び法人番号＊	○	○
	消費税の税込み記入・税抜き記入の別＊	○	○
	売上（収入）金額〔前月〕＊	○	－
	売上（収入）金額〔当月〕	○	○
	事業所の主な事業活動の種類	○	－
	従業者数〔前月〕＊	○	－
	従業者数〔当月〕	○	○

（注1）「＊」を付した事項については、集計しない事項を指す。

（注2）原則として毎月末時点を基準日とすることとしているが、事業活動別売上（収入）金額及び売上（収入）金額については月初めから月末までの1か月間、従業者数については月末に最も近い営業日の状況を把握

主な調査事項については、以下のとおりである。

#### （ア）売上（収入）金額

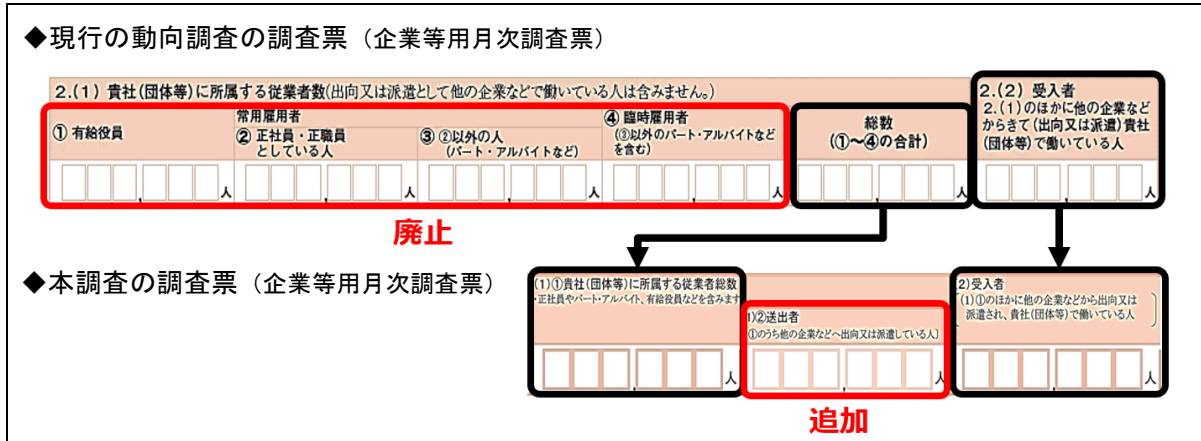
現行の動向調査と同様に、企業等調査では最大五つの事業活動別の売上（収入）金額を、事業所調査では事業所全体の売上（収入）金額を記入することとしている。

なお、円滑な調査の実施を図るため、事業内容については、経済センサス - 活動調査や本調査の最新の回答結果を用いて、日本標準産業分類に準じた区分でプレプリントすることとしている。

#### （イ）従業者数

現行の動向調査では、従業者（他社等への出向・派遣者を除く）総数に加え、常用雇用者や臨時雇用者などの内訳及び受入者を把握することで、事業に従事する者を詳細に把握していた。本調査では、外部有識者からの意見聴取も踏まえ、図3のとおり、①他の雇用関係統計がある中で本調査における利活用ニーズが希薄化している内訳欄を廃止するとともに、②従業者総数に他社等への出向・派遣者を含めることで他の関連する基幹統計調査との概念を合わせ、③その内訳として他社等への出向・派遣（送出者）を把握することにより、従来の概念（事業に従事する者）との接続も可能となるよう変更することとしている。

図3 事業従事者数欄の変更内容



(注1) 現行の従業者には他社への出向・派遣者は含まれていないため、新たな調査票における「従業者総数」から「送出处」（出向・派遣者）を除いたものが、現行の「従業者総数」に相当する。  
 (注2) 他の調査票においても同様の変更が計画されている。

一方、現行の特サビ調査の調査事項である、特定産業の特性事項（例：「営業ホール数」（ゴルフ場）、「総ゲーム数」（ボウリング場）等）については、経済産業省が中心となってニーズを精査した結果を踏まえ、本調査では調査事項として設けず、今後の在り方について、必要性の有無も含め経済産業省において引き続き検討することとしている。

これらの調査事項の設定については、調査目的に照らして、現行の動向調査の調査事項をおおむね継承しつつ、従業者数の項目において簡素化と利活用面の改善を両立するスクラップ・アンド・ビルド等を行うものであり、報告者負担の軽減、他統計との整合性の向上及びニーズへの対応等の観点から、適当である。

なお、事業活動別売上（収入）金額の把握は、サービス産業の動態をとらえる上で根幹をなすものであることから、今般の日本標準産業分類の改定や今後の生産物分類の整備の動向も踏まえつつ、正確な回答の確保や経済構造統計など他の経済統計との整合性向上等の観点から、対象企業等に配布している事業活動の解説や分類区分の在り方について、不断に見直しを図る必要があることを指摘する。

## エ 報告を求めるために用いる方法

本申請では、現行の動向調査と同様に民間事業者を活用し、オンライン・郵送により調査を実施する計画である。オンライン調査については、政府統計共同利用システムを用いた方法に加え、独立行政法人統計センターが実施している企業調査支援事業<sup>(注)</sup>を活用し、政府統計オンラインサポートシステムを利用した方法を新たに追加することとしている。

また総務省は、オンライン回答率の向上を図るため、①報告者に対してオンライン回答用のID・パスワードのみを配布し、希望のあった客体へのみ紙の調査票を配布することや、②パソコンでの回答が困難な小規模事業所については、スマートフォンから回答可能な電子調査票を作成し、報告者のオンライン環境に配慮した回答環境の整備を行うことなどを予定している。さらに、回収率の向上を図るため、企業調査支援事業の対象とならない企業・事業所に対しても、本調査が基幹統計調査として重要な統計調査である旨を丁寧

に説明し理解を得るとともに、電話やはがき等による督促のほか、小規模事業所については、民間事業者の調査員による督促なども実施することとしている。

(注) 企業の報告負担軽減や正確な回答の確保等を目的として、独立行政法人統計センターにおいて、経済統計への影響度が高い主要企業ごとに配置した専任担当者が、政府統計オンラインサポートシステムを通じ企業情報を経常的に把握し、統計調査の回答を支援サポートするもの。本調査の調査対象企業のうち、約1,000企業が本事業の対象となる見込みとなっている。

これらについては、本調査の回収率及びオンライン回答率の向上<sup>(注)</sup>並びに結果精度の確保・向上を図る観点から、適当である。

(注) 現行の動向調査（令和5年1月分調査）の回収率は、速報は50.6%、確報は60.8%。また、オンライン回答率は確報で44.4%

## オ 集計事項

本申請では、集計事項について、現行の動向調査を引き継ぎ、以下のとおり産業中分類別に公表することを計画している。

- |   |
|---|
| <ul style="list-style-type: none"><li>① 事業活動の産業（中分類）別売上（収入）金額</li><li>② 事業所・企業等の産業（中分類）別売上（収入）金額、従業者数</li></ul> |
|---|

上記に加え、総務省は、特サビ調査で公表している産業細分類ベースの売上高に対するニーズに対応するため、パッケージソフトウェア業、情報処理サービス業、遊園地・テーマパーク等について、産業細分類別の特別集計を行い、参考表として公表することを予定している。この参考表は、標本設計において想定している産業中分類よりも詳細な分類での集計となるため、必ずしも十分な精度が保証できないことも踏まえ、基幹統計となる調査計画上の集計事項には含めないこととしている。

これらの集計事項の範囲については、「我が国におけるサービス産業の事業活動の動態を明らかにするサービス産業動態統計を作成する」との調査の目的を踏まえ、広範な利活用が想定される事項が位置付けられており、その他のニーズに対しては特別集計として柔軟な対応を可能とするものであることから、適当である。

集計方法に関して、売上（収入）金額の集計に当たっては、「統計調査における売上高等の集計に係る消費税の取扱いに関するガイドライン」（平成27年5月19日各府省統計主管課長等会議申合せ。令和3年7月27日改定）に従い、消費税抜の回答は税込補正した上で集計することとしている。また、過去の動向調査結果との接続については、令和7年1月分調査の集計時に、標本交替に伴う変動<sup>(注1)</sup>と併せて消費税補正<sup>(注2)</sup>に伴う変動を調整し、動向調査が現行の体系となった平成25年まで遡及して公表することを予定している。

(注1) 現行の動向調査では、事業所調査の標本交替時において、標本交替前の客体の前月分集計値と標本交替後の客体の前月分集計値を用いて産業別にリンク係数を算出し、標本交替前の各月の集計値に乘じることで、標本交替により生じる変動を調整している。今後、新たな調査においても、標本交替に伴う同様の変動調整を予定している。



(注2) 現行の動向調査では、消費税抜・込が混在した金額により集計したものを本系列、消費税込に補正した金額により集計したものを参考系列として公表している。

これについては、ガイドラインへの対応による他統計との比較可能性向上や、長期時系列データの提供による統計利用者の利便性向上に資することから、適当である。

なお、今般、集計事項としてはこれまでの動向調査結果と同様のものが継続的に提供され、過去の結果と適切に接続されるが、消費税の扱いについて集計方法が変わることに加えて、一般統計調査から報告義務のある基幹統計調査に変更されるなど、調査実施環境が異なることによる影響が生じる可能性も考えられる。したがって、本調査の集計結果の公表に当たっては、新たな経済統計体系の一角をなすことになる重要な基幹統計について品質を的確に表示する観点からも、過去の結果との接続方法、時系列比較を行う際の留意点などはもとより、欠測値補完や特別集計の方法なども含めて、統計利用者に適切に周知する必要があることを指摘する。

## カ 報告を求める期間

本申請では、調査結果の早期公表に資する観点から、調査対象企業にヒアリングを実施した結果も踏まえた調査票の提出期限として、現行の動向調査における「調査月翌月 20 日」から「調査月翌月 15 日」に 5 日前倒しすることを計画している。

これについては、本調査の調査事項は「売上（収入）金額」と「従業者数」のみであり、費用等は把握しておらず従業者数については簡素化する（前記ウ（イ）参照）など全体的に報告者負担を抑制していることに加えて、調査対象企業の意見も踏まえて可能な範囲で前倒しを行うものであり、主要な月次の基幹統計調査とも同様の提出期限となっていることから、特に問題ないと考える。

## キ 調査結果の公表期日

本申請では、速報を調査月の翌々月下旬までに、確報を調査月の 5 か月後の下旬までに公表することを計画している。

このうち、速報の公表期日については、調査票の提出期限の早期化（前記カ参照）及び特サビ調査との統合による審査業務の効率化<sup>(注)</sup>により、現行の動向調査よりも 1 週間程度前倒しすることとしている。また、確報の公表期日については、現行の動向調査と同様、速報公表後も督促及び回収を行い、調査月の 5 か月後まで遅延調査票を取り込んで集計し公表するものである。

これらについては、累次の基本計画における公表早期化の指摘への対応や、確報の精度維持の観点から、おおむね適当である。

(注) 両調査は、調査対象業種及び調査事項の一部が重複することから、動向調査の開始以降、両調査の調査対象企業・事業所が重複した場合、重複した企業・事業所を動向調査の調査対象から除外し、特サビ調査で把握した調査票情報を経済産業省から総務省に提供（データ移送）することにより、両調査の重複是正が図られてきた。両調査の統合により、これらの作業が不要となる。

なお、今回前倒しする速報の公表期日は、表 3 のとおり、主要な月次の基幹統計調査と比較すると 3 週間程度遅く、現行の動向調査結果と同様、1 次 Q E 推計時点では 3 か月目

のデータが活用できない状況にある。新たな統計調査の実施前の現段階において、大幅な早期化を見込むのは困難なものの、我が国の経済活動の的確な把握のためにサービス分野の統計整備が強く要請されてきた背景も踏まえると、1次QEへの更なる活用を見据えて、更なる公表の早期化を目指すことが求められる。

表3 1次QEの推計に活用されている月次統計調査の調査票の提出期限及び速報公表日

区分	調査名	調査票の提出期限	速報公表期日
基幹統計調査	サービス産業動態統計調査 (本申請)	調査月の翌月15日	調査月の翌々月下旬まで
基幹統計調査	経済産業省生産動態統計調査	調査月の翌月15日	調査月の翌月末
基幹統計調査	商業動態統計調査	調査月の翌月15日	調査月の翌月下旬

したがって、本調査が公的統計の中核となる基幹統計を作成するために報告義務を伴うものであるという調査の趣旨や重要性について周知を的確に行うとともに、調査事項の簡素化、調査票の提出期限の前倒し、企業調査支援事業の導入等の取組による回収の早期化の動向を丁寧に検証する必要がある。その上で、その結果を踏まえて、結果精度の維持を前提とした更なる公表早期化の可能性について速やかに検討し、その実現に向けて取り組む必要があることを「今後の課題」として指摘する。

### 3 第IV期基本計画への対応状況

本統計及び本調査に関して、第IV期基本計画においては、「第IV期基本計画期間においては、事業活動が多岐にわたり、その変化も激しいサービス産業の実情を踏まえ、その動向を継続的かつ適切に把握するための調査手法を確立するとの観点に立って、サービス産業を対象とした月次の基幹統計の整備に向けた検討に着手するとともに、引き続き、GDPの作成における基礎データとなっている個別統計の改善に向けた取組等を行う。」とされており、より具体的には表4のとおり、具体的施策が掲げられている。

表4 公的統計基本計画「別表 今後5年間に講ずる具体的施策」（抜粋）

項目	具体的な措置、方策	担当府省	実施時期
2 経済統計の体系的整備の推進 (2) サービス産業・企業関連統計の整備	○ サービス業を対象とした月次統計調査について、関連統計調査の関係整理や公表早期化の検討を引き続き進めるとともに、サービス分野の統計の一層の体系的整備を進める観点や公表早期化によって見込まれるQEなどの利活用ニーズの拡大にも照らし、基幹統計の整備に向けた検討を行うとともに、既存の一般統計調査との重複是正など報告者負担にも配慮した検討を行い、結論を得る。	総務省、 経済産業省	令和6年度 (2024年度)末 までに結論を得る

これについては、前述のとおりである。

#### 4 今後の課題

- (1) 本調査の趣旨や重要性について周知を的確に行うとともに、調査事項の簡素化、調査票の提出期限の前倒し、企業調査支援事業の導入等の取組による回収の早期化の動向を丁寧に検証すること。
- (2) (1) の検証結果を踏まえて、結果精度の維持を前提とした更なる公表早期化の可能性について速やかに検討し、その実現に向けて取り組むこと。